



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

愛知労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和3年10月14日(木)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

賃金課長 高橋 智

主任地方賃金指導官 西尾 朋浩

電話番号 052-972-0258

愛知県の特定最低賃金(3業種)の改定について

(10月14日答申)

- 1 愛知地方最低賃金審議会(会長 中山恵子)は、本年8月5日、愛知労働局長から愛知県の特定最低賃金の改正決定に係る諮問を受け、慎重に審議を重ねた結果、本日(10月14日)、愛知労働局長に対し、現行の愛知県特定最低賃金(3業種)の時間額の引上げを改正決定する旨の答申を行いました。(裏面参照)
- 2 本答申を受けて愛知労働局長は、答申内容の公示、官報掲載など発効のための所定の手続を行います。
本答申について、異議申出(10月29日まで)に関する手続きを経た上で、12月16日から効力が発生する予定です。
- 3 なお、愛知県の最低賃金には、すべての労働者に適用される「愛知県最低賃金」と特定の産業の労働者に適用される「特定最低賃金」とがあり、今回答申を受けたのは「特定最低賃金」です。
「愛知県最低賃金」は、令和3年10月1日から時間額955円に改定されています。

愛知県特定最低賃金一覧表

令和3年10月14日答申

特定最低賃金名	現行金額 (時間額)	引上額	改定金額 (時間額)	引上率	発効日 (予定)
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	976 円	20 円	996 円	2.05%	令和3年 12月16日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	948 円	20 円	968 円	2.11%	
輸送用機械器具製造業最低賃金	957 円	19 円	976 円	1.99%	

参 考

愛知県の最低賃金の詳細は、愛知労働局ホームページ
(<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>) においても掲載しています。